

65歳以上の人口や介護サー と国や県、市が負担する公 分かれています。 担となるよう段階(1段階 世帯の課税状況に応じた負 月額を基に、 険料の基準月額は4、040 第6期計画(平成27年度から から見直されています。 ビスの利用量の見込みなど 年ごとに市町村が策定する 保険者)の介護保険料は、 訪問介護や通所介護などの が運営しています。そして 費を財源にして、 上の皆さんが納める保険料 から10段階までの区分)に 介護保険事業計画において 介護サービスを利用します 介護や支援を必要とする人 また、 -成29年度)における介護保 65歳以上の人(第1号被 今年度からスタートし 介護保険制度は、 費用の一部を支払って 介護保険料は基準 本人の所得や 各市町村

介護保険料の納付方法は?

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

納付区分	対象(いずれかに該当する人)	納付の仕方など			
特別徴収	・平成27年4月1日現在65歳以上で、老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年額 18万円以上の人	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保 険料を年金から引き落としによる納付となります。			
普通徴収	・老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの 受給額が年額18万円未満の人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・平成27年4月2日以降に65歳になった人 ・平成27年4月2日以降にみよし市に転入した人	平成27年7月から平成28年2月までの8カ月間、納付書、または口座振替による納付となります。 ※転入前の市町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収となります。 ※特別徴収に切り替わる場合は、特別徴収開始通知書でお知らせします。			

介護保険料の納付時期は?

特別徴収は年金から引き落とし、普通徴収は7月以降の月末(12月分は25日)が納期限となります(納期限に該当する日が休日の場合は、その翌日の市役所の開庁日)。

普通徴収の納付書は、7月中旬に介護保険料決定通知書と一緒に送付します。納期限までに必ず納付してください。

区分月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
特別徴収	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
年金支給日	4/15		6/15		8/14		10/15		12/15		2/15	
普通徴収				本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	
納付期限				7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	2/29	

65歳になった年の保険料

年度の途中で65歳を迎えられる人は、65歳の誕生日の前日が第1号被保険者の資格取得日です。今年度の保険料は、この資格取得日を含む月から平成28年3月までの月割りによって算定されます。

なお、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の皆さんの保険料は、それぞれで加入している健康保険の保険料と合わせて、第1号被保険者の資格を取得する前月分までを納めていただいています。詳しくは、加入している医療保険者(健康保険組合や国民健康保険など)へお問い合わせください。

(例)昭和25年7月15日生まれの人の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第2号保険料	•	•	•									
第1号保険料				•	•	•	•	•	•	•	•	•

【所得段階別の保険料額】

平成27年度の介護保険料は、平成26年中の所得や平成27年度市民税の課税状況によって決まります。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
対象者	・生活で生活に関係では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活では、生活をできまれて、生活をできません。というでは、一般では、大ののでは、大ののでは、大きないは、はいは、大きないは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、	大でいる人 は帯全員が市 総税非課税で、前年の合計所 得金額+課税 で受給してい り人、または は年の合計所 は金額+課税 を受給してい り人、または は年の合計所 は金額+課税 を会割+課税 を会割・課税 を会別入額が の方円以下の人		・本人 非課 がでで ・本課 がで で ・本課 の で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
保険料率	基準額×0.35	基準額×0.65	基準額×0.75	基準額×0.85
年額 保険料 (月額)	16,968円 (1,414円)			41,208円 (3,434円)



段階	第5段階	第6段階	第フ段階	第8段階	第9段階	第10段階
対象者	・本人が市民税 非課税で、世 帯内に市民税 の課税者がい る人(第4段階 以外の人)	・本人が市民税 課税で、前年 の合計所得金 額が125万円 未満の人	・本人が市民税 課税で、前年 の合計所得金 額が125万円 以上200万円 未満の人	・本人が市民税 課税で、前年 の合計所得金 額が200万円 以上500万円 未満の人	・本人が市民税 課税で、前年 の合計所得金 額が500万円 以上800万円 未満の人	・本人が市民税 課税で、前年 の合計所得金 額が800万円 以上の人
保険料率	基準額	基準額×1.10	基準額×1.25	基準額×1.50	基準額×1.70	基準額×1.80
年額 保険料 (月額)	48,480円 (4,040円)	53,328円 (4,444円)	60,600円 (5,050円)	72,720円 (6,060円)	82,416円 (6,868円)	87,264円 (7,272円)

平成27年8月1日から、一定以上の所得がある人は介護保険サービスを利用した時の負担割合が2割に変わります。

介護保険サービスを利用する場合は、費用の一部を利用者に負担していただきます。この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の人たちが75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、平成27年8月1日から、65歳以上の第1号被保険者のうち、一定以上の所得のある人にはサービス費の2割を負担していただくことになります(判定方法については、右図のとおり)。

7月中旬に、現在要介護、要支援認定を受けている人へ「介護保険負担割合証」を送付します。ご自身の負担割合をご確認いただき、介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提示してください。

79-1

65歳以上の人の介護保険サービスの負担割合

